

～事業主の方へのお知らせ～
平成25年5月16日から制度が変更されています。

子育て期短時間勤務支援助成金・中小企業両立支援助成金の支給対象事業主の基準が、中小企業事業主に該当するかどうかに変わりました。

		平成25年5月15日まで	平成25年5月16日以降
子育て期短時間勤務支援助成金		(支給額の基準について) 100人以下、101人以上	(支給額の基準について) 中小企業事業主に該当するかで区別(※)
中小企業両立支援助成金	代替要員確保コース	300人以下企業	中小企業事業主(※)
	休業中能力アップコース	300人以下企業又は構成企業の過半数が300人以下企業の事業主団体	中小企業事業主又は構成企業の過半数が中小企業事業主の事業主団体(※)
	継続就業支援コース	100人以下企業	改正なし(100人以下企業)
	期間雇用者継続就業支援コース(新設)	—	中小企業事業主

<経過措置(※部分)>

平成26年3月31日までに支給要件を満たした事業主については、経過措置として従前のおりの取扱いですが、平成26年4月1日以降に支給要件を満たした場合は、新たな基準に該当する事業主のみが対象となります。

中小企業事業主の範囲及び子育て期短時間勤務支援助成金の詳細については、裏面もご参照ください。

支給申請期間が、支給要件を満たしてから2か月になりました。

<経過措置>

平成26年3月31日までに支給要件を満たした事業主については、経過措置として従前どおり、支給要件を満たしてから3か月まで申請を受け付けますが、平成26年4月1日以降に支給要件を満たした場合は、支給申請期間は支給要件を満たしてから2か月となります。

(上記にかかわらず、「女性の活躍促進のための目標値を定め、公表し、当該目標値を達成した場合の加算」に係る支給申請期間は2か月です。)

子育て期短時間勤務支援助成金について

平成26年3月31日までに支給要件を満たした場合は、中小企業に該当するか否かに加え、常時雇用する労働者数により、下記のとおり支給します。

平成26年4月1日以降に支給要件を満たした場合は、()内の金額が支給されることとなります。

	常時雇用労働者 100 人以下	常時雇用労働者 101 人以上
中小企業 事業主	1 人目 40 万円 2～5 人目 15 万円	1 人目 40 万円 2～5 人目 15 万円 6～10 人目 10 万円 (なし)
上記以外	1 人目 40 万円 (30 万円) 2～5 人目 15 万円 (10 万円) 6～10 人目 10 万円	1 人目 30 万円 2～10 人目 10 万円

(参考) 本助成金の中小企業事業主の範囲は以下のとおりです。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

<お問い合わせ先> 栃木労働局雇用均等室 028-633-2795